

議案第 95 号

松阪市職員退職手当支給条例の一部改正について

松阪市職員退職手当支給条例（平成 17 年松阪市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 11 月 18 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

松阪市職員退職手当支給条例（平成 17 年松阪市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3 第 2 項中「次条」の次に「第 1 項」を、「並びに」の次に「第 6 条の 6 及び」を加える。

第 2 条の 4 の見出しを「（退職手当の額）」に改め、同条中「に対する」の次に「一般の」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 松阪市民病院就業規則（平成 17 年松阪市規則第 245 号）第 26 条第 2 項に規定する松阪市民病院専属職員（以下「松阪市民病院専属職員」という。）に対して特例措置として支給する退職手当の額は、第 6 条の 6 の規定により計算した額とする。

第 5 条の 2 第 2 項中「退職手当等（一般の退職手当）」の次に「、第 6 条の 6」を加える。

第 6 条の 5 の次に次の 1 条を加える。

（松阪市民病院専属職員に対する退職手当に係る特例措置）

第 6 条の 6 松阪市民病院専属職員のうち、令和 7 年 3 月 31 日又は令和 8 年 3 月 31 日に退職した者にとっては、当該退職した者の申出により、松阪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 45 号）第 12 条に規定する年次有給休暇の、退職した日における残日数を対象に、第 3 項の規定により計算した額を支給する。

2 支給の対象とする年次有給休暇は、前項に規定する残日数を上限とし、松阪市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 17 年松阪市規則第 36 号）第 14 条第 2 項各号に定める 1 日に満たない時間は切り捨てるものとする。

3 支給する額は、勤務 1 時間当たりの給料額に 1 日当たりの所定の勤務時間を乗じて得た額に、前項に定める日数を乗じて得た額とする。この場合において、勤務 1 時間当たりの給料額は、在職した最終月の給料月額に 12 を乗じ、その額を当該月の属する年度の所定の勤務日から松阪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 9 条に定める休日を除いた日数に係る勤務時間の総数で除して得た額とし、1 日当た

りの所定の勤務時間は、松阪市民病院就業規則第5条に規定する1週間当たりの勤務時間を5で除した時間とする。ただし、同条例第2条第2項から第5項までに規定する職員については、当該各項に規定する任命権者が定める1週間当たりの勤務時間を5で除した時間とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。